



千葉訴訟第一陣控訴審 ついに判決が言い渡されます!!

福島原発千葉訴訟第一陣 控訴審 判決言渡日

2021年2月19日(金) 15:00~

東京高等裁判所101号法廷

○今回の裁判のみどころ

福島原発千葉訴訟第一陣控訴審の判決が、東京高裁（第22民事部）により、言い渡されます。2020年9月30日の仙台高裁判決は、高裁として初めて国の責任に関する判断をし、国の責任を明確に認めました。国の責任に関する東京高裁の判断は、2021年1月21日の群馬訴訟（東京高裁第7民事部）に続き、本訴訟が2件目です。国の責任を認めるのか、原発被害者の損害についてどこまで認めるのか、東京高裁（第22民事部）の判断が下されます。

○当日のスケジュール(予定)

14:20頃 抽選券交付開始@東京高裁1階正門付近「2番交付所」

14:40頃 抽選券交付締切、傍聴券交付@東京高裁1階正門付近「2番交付所」

※現時点での予定です。新型コロナウイルス感染拡大状況によって、抽選券交付時間が変動する可能性もございますので、ご了承ください。

15:00 控訴審判決言渡し@東京高裁101号法廷

15:30頃~16:00頃開始

記者会見・報告集会@日比谷図書文化館日比谷コンベンションホール（大ホール）

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ソーシャルディスタンスの確保・マスクの着用・手首の消毒等にご協力ください。

○お問い合わせ：原発被害救済千葉県弁護団 TEL:043-222-1831 FAX:043-222-1832

〒260-0013 千葉市中央区中央3-4-8 コーノスビル5階 藤井・滝沢総合法律事務所内 <http://gbengo-chiba.com>

原発被害救済千葉県弁護団

検索

○福島原発千葉訴訟第一陣（控訴審） これまでの裁判の経緯

福島原発千葉訴訟第一陣（控訴審）は、福島第一原発事故によって千葉県に避難された17世帯43名の方々が、国と東京電力に対して損害賠償責任を求めている裁判です。

平成29年9月22日、千葉地方裁判所民事第3部は、国の責任を否定する判決を言い渡しました。その理由ですが、①国は福島第一原発の敷地高さを超える津波を予見することはできた、②しかし、津波が襲来するとの知見の精度・確度は必ずしも高いものではなく、国にも規制権限を行使する裁量があり、直ちに規制権限を行使すべきとまでは言えない、③(補足的に)仮に結果回避措置が実施されたとしても、事故を回避することが可能であったとは認めるに足りない、というものでした。

しかし、2020年9月30日における仙台高裁判決は、高裁として初めて国の責任に関する判断をし、国の責任を明確に認めました。群馬、福島、京都、東京、横浜、松山、札幌の各地裁判決は、いずれも国の責任を認めています。

一方、千葉地裁は、東京電力に対して、中間指針等の賠償基準を上回る賠償を認め、そして、弁護士が求めていたふるさと喪失慰謝料も(名称はともかくとして)認めた上で、これらの賠償等を命じました。

しかし、認定した損害額は、原発被害者の被害実態に即した十分なものとは言い難いものです。

福島原発千葉訴訟第一陣の審理は、千葉地裁から、東京高等裁判所第22民事部へ移りました。控訴審第2回裁判では、裁判長が交代しました。東京高裁第22民事部は、令和元年6月24日に現地進行協議を実施し、控訴審第4回裁判において、一番原告8名の尋問を実施し、控訴審第8回裁判において結審しました。

東京高等裁判所による国の責任に関する判断は、2021年1月21日の群馬訴訟(東京高裁第7民事部)に続き、本訴訟が2件目です。国の責任を認めるのか、原発被害者の損害についてどこまで認めるのか、東京高裁(第22民事部)の判断が下されます。

○裁判所・報告集会の場所

裁判所：

東京高等裁判所



〒100-8933 東京都千代田区霞が関 1-1-4

TEL:03-3581-5411 (代表)

記者会見・報告集会：

日比谷図書文化館日比谷コンベンションホール(大ホール)



〒100-0012 東京都千代田区日比谷公園 1-4

TEL:03-3502-3340